

注意喚起（掲示等にてご活用をお願いします。）

【新型コロナウイルス No.6】

那医発第 180号
令和2年1月25日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 山城 千秋
担当理事 宮城 政剛



日頃より予防接種事業及び感染症対策にご支援ご協力賜り、感謝申し上げます。
中国の「春節」に入り、多くの観光客の来沖が予想されます。
改めて、那覇市保健所からの通達の「**フローチャート及び行政検査**」をお届け致します。
また、「日本医師会ホームページ」や「厚労省・特設サイト」にて最新情報をご確認下さい。

☆ 問合せ先：那覇市医師会・事務局（上地・上原） TEL 098-868-7579

令和2年1月17日

医療機関の皆様へ

沖縄県地域保健課

新型コロナウイルス関連肺炎に対する行政検査について

4. 行政検査について

- ・ 休日夜間の行政検査の受付及び検査は、緊急性があると想定される場合のみ実施します。
- ・ 検体は咽頭拭い液、鼻咽頭拭い液、喀痰、血液、尿、（可能であれば便）の提出をお願いします。
 - 「咽頭拭い液、鼻咽頭拭い液、喀痰」⇒ 滅菌スピッツ（あればウイルス輸送培地）で冷蔵
 - 「血液」⇒ CBC 2ml 程度で冷蔵
 - 「尿」⇒ 滅菌スピッツ 10ml 程度で冷蔵
 - 「便」⇒ 検便容器で冷蔵
- ・ 検体は保健所が受け取りに伺うまで各医療機関にて保存してください。検体採取後48時間以内に検査を実施できる場合は冷蔵での保存を、48時間を越える場合は-80℃（ディープフリーザー）での保存をお願いします（ディープフリーザーが無い場合は、冷凍庫にて凍結保存）。
- ・ 新型コロナウイルス関連肺炎が疑われた際には、検査診断の結果を待たず、感染拡大防止に必要な院内感染対策の徹底、不要不急な外出を自粛する等の指導を引き続きお願いします。

